

平成27年度
事業計画書

社会福祉法人
横芝光町社会福祉協議会

【法人運営事業】

○運営基盤の充実

1. 役員会等の開催

必要に応じ、理事会、監事会、評議員会、各種委員会を開催する。

2. 研修会への参加

研修会等への参加により経営基盤並びに組織強化の充実を図る。

○財政基盤の強化

1. 社会福祉協議会会員募集

町内各世帯を一般会員、社会福祉施設・福祉団体などを特別会員、会社・事業所・本会の趣旨に賛同するものを賛助会員として、会費を募り財政基盤の安定強化に努める。

○行政・団体等との連携

1. 関係機関・団体等との協働体制の推進

社会福祉行政機関や社会福祉施設、福祉サービス事業者、地区社会福祉協議会、ボランティアなどの社会福祉に関する活動を行う団体と協働して、地域福祉の推進に当たることができるように連携を深める。

【広報啓発事業】

○住民への福祉のPR

1. 広報紙の発行

広報紙「社協よこしばひかり」を年3回発行し、社会福祉協議会に対する認識を深める。

2. ホームページの有効活用

社会福祉協議会や福祉の情報等をリアルタイムで搭載し、情報提供、広報啓発に努める。

3. 福祉のまちづくり標語・作文・ポスター募集

福祉教育の一環として、児童・生徒から標語・作文・ポスターを募集し、福祉意識の高揚を図る。

4. 福祉のつどいの開催

社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し、感謝の意を表すとともに町民の方々に福祉活動を理解していただき地域福祉推進の意識の高揚を図る。

【地域福祉活動の推進】

○地区社会福祉協議会活動の推進

地域福祉の中核となる大総・横芝（7分会を含む）・上堺・日吉・南条・東陽・白浜の各地区社会福祉協議会に対し、情報提供等を行うと共に事務事業を支援し、地域福祉活動を推進する。

○ボランティアの育成及び同連絡協議会活動支援

1. ボランティア活動推進

ボランティア活動を推進するため、活動の支援・人材の発掘・養成(ボランティアコーディネーター等)を行う。

ボランティア連絡協議会の運営を援助し、必要な事務を行う。

2. ボランティアルームの充実

ボランティアを必要としている方や福祉施設・団体からの相談、活動に参加したい個人・グループボランティアとの連絡調整を行うボランティアルームの支援を行い充実を図る。

ボランティアルーム：毎月第2・第3・第4金曜日開設

○ふれあいサロンの推進

小地域で高齢者等が気軽に集まり、ふれあいをとおして生きがいきづくり、仲間づくりの輪を広げるための場として「ふれあいサロン」の展開を推進する。

○相談事業

住民の日常生活上のあらゆる悩みを持つ方の相談に応じて、適切な助言と援助指導、または関係機関への連絡調整を行い、住民の問題解決を図る。

【一般相談】（心配ごと相談）

開催日 毎月第2・第4火曜日
時 間 午後1時30分～午後4時
場 所 第2火曜日：文化会館、第4火曜日：町民会館

【法律相談】（弁護士相談）

開催日 毎月第1・第3火曜日
時 間 午後1時30分～午後4時 1組30分 1回5組
場 所 第1火曜日：文化会館、第3火曜日：町民会館

○子どもの遊び場の管理

横芝地区にある子供の遊び場3ヶ所の遊具を点検し、使用に耐えられなくなった場合は撤去する。

【福祉教育の推進】

○福祉施設見学や福祉体験学習会の開催

福祉の心・ボランティア活動に取り組む実践力を育むため、町内の児童・生徒を対象に福祉施設見学や福祉体験学習会を開催する。

○福祉教育推進校及び福祉教育指定団体援助

横芝中学校、大総小学校が福祉教育推進校に指定(平成25～27年度)されたことに伴い、横芝地区社会福祉協議会が福祉教育推進指定団体の指定を受けたため、学校、地域と連携を取り福祉教育の推進を図る。

【援護事業】

○歳末たすけあい見舞い

新たな年を迎える時期に、歳末たすけあい募金配分金により、支援を必要とする人たちに見舞金・見舞品を贈る。

○小川基金見舞金

(故)小川一朗氏の浄財で設立した小川基金を財源に、低所得世帯に見舞金を贈る。

○応急援護

災害救助法の適用に該当しない程度の災害・風水害・地震・その他の自然災害による被災者で、早急に援護を必要とする方に見舞金等を支給する。

○貸付事業

1. 生活福祉資金、高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金(老障資金)貸付相談、申請業務 ※県社協委託事業

千葉県社会福祉協議会で行う生活福祉資金、老障資金貸付制度の利用相談、申請・援助事務を行う。

2. 福祉資金貸付 ※町社協事業

低所得世帯等に対して資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に相談や貸付を行う。

3. 高額療養費及び高額介護サービス費貸付 ※町社協事業

低所得者の被保険者等が高額の療養費の支払が困難なとき、資金の貸付を行うことにより、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に相談や貸付を行う。

【高齢者及び障害者福祉事業】

○身体障害者(児)スポーツ大会（さわやかスポーツ大会） ※町委託

身体障害者(児)を対象に軽スポーツ大会を実施する。

○日常生活支援事業

1. ふとん乾燥・丸洗いサービス ※町委託

高齢者、身体障害者(児)の寝具を定期的に乾燥・丸洗いを行い、保健衛生の向上と健康の保持増進を図る

【内 容】	丸洗い	年 1 回
	乾燥消毒	月 1 回

2. 福寿会 ※町委託

70歳以上のひとり暮らしの方を招待し、孤独感の解消と健康管理を行う。

【開催回数】 毎月 1 回

【内 容】 食事サービス・レクリエーション・健康相談など

3. 紙おむつ支給サービス ※町委託

在宅の高齢者、または障害者(児)に紙おむつを支給することにより、家族の経済的負担の軽減を図ると共に、要介護者の在宅生活の継続・向上を図る。

【支給枚数】 毎月 60 枚

【対象者】 要介護 1 以上の方または心身障害者(児)でおむつを必要とする者

4. 配食サービス ※町委託

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、お弁当を届けることにより、食生活の改善及び健康増進を図ると共に安否確認を行い、福祉の増進を図る。

【サービス回数】 毎週 1 回

5. 外出支援サービス ※町委託

家庭において送迎することが困難な方で町の認定を受けた方を、医療機関への通院や社会参加のための送迎サービスを行い福祉の向上を図る。

【対象者】介護保険認定者・身体障害者(児)

【利用回数】月3回まで 透析：月6回まで

6. 福祉カーの貸付 ※町委託

高齢者や心身障害者(児)等の外出に使用する場合に、リフト付ワゴン車を貸し出し、社会参加促進と福祉の向上を図る。

7. 地域活動支援センター「たんぽぽ」管理運営 ※町委託

心身に障害があり雇用されることが困難な15歳以上の方で、通所できる方に対し、設備を提供して作業を行うとともに生活指導を併せて行い自立を助ける。

【定員】13名

【対象者】在宅の心身障害者(児)で、介護を要せず通所可能な15歳以上の方

【内容】製品の仕上げ、EMボカシづくり及び販売、生活指導、レクリエーションへの参加

8. 車いす貸出

一時的に車いすが必要になった方に車いすを貸し出すことにより、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資する。

9. 日常生活自立支援事業（すまいる） ※県社協委託

・福祉サービス利用援助・財産管理サービス・財産保全サービス

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で生活できるよう支援する。

【対象者】高齢者や障害者で、利用に必要な契約内容を理解できる方

10. 声の広報サービス

ボランティアにより町広報紙などをカセットテープに録音し、目の不自由な方や高齢者に届けるとともに公共施設等に置き、貸し出しを行う。また、社会福祉協議会ホームページ上で音声サービスも行う。

【団体活動支援等】

○赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動

千葉県共同募金会横芝光町支会事務及び赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動を行う。

○日本赤十字社町分区事業の推進

- ・日本赤十字社千葉県支部横芝光町分区事務及び社員募集(社資募集)
- ・横芝光町赤十字奉仕団活動の推進

○福祉団体活動の推進

- ・老人クラブ活動支援
単位老人クラブ活動を推進するため老人クラブ連合会事務局として、同連合会事業の実施及び援助を行う。
- ・福祉団体への助成金交付

○戦没者追悼式の開催

- ・町内在住の戦没者遺族を対象に戦没者追悼式を開催する。

【介護保険事業（公益事業）】

○居宅介護支援事業

在宅の要介護者等が介護保険サービスを適切に利用できるように、居宅介護支援計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行い、居宅介護の充実を図る。